

アメリカ合衆国におけるリベラルアーツとしての法学教育の現地調査

大学院人間文化創成科学研究科 准教授 小谷 眞男

1. 概要

2011年2月に、アメリカ合衆国のいくつかの大学において、リベラルアーツとしての法学教育プログラムに関する現地調査を実施した。

法学部やロースクールを有さない本学のような大学において、いかにして人間的な生活への知的チャレンジとしての法学教育を充実強化していくことができるか。市民社会とデモクラシーの成熟のための市民的教養として、法学教育はいかなるものでありうるか。その構想を練り上げていくために関連文献や資料などを探索しているなかで、海外、とくにアメリカ合衆国の先進的事例に参考になりそうな試みがいくつかあることが分った。

そこで、リベラルアーツ教育にとくに力を入れていることで定評のあるアメリカ合衆国のいくつかの大学において、実際にどのような法学教育プログラムが展開されているかを調査し、上記のような教育プログラム構想を作り上げていく際の理念的・実践的示唆を得ることを本調査の主要目的に設定した。

また、リベラルアーツとしての法学教育を、大学教育全体のなかでどのように位置づけることができるか、という点についても一定の見通しを持っておくことは有益である。そのため、法学教育プログラムを持っていないリベラルアーツ・カレッジの状況や、ロースクールにおける法学教育の現場をも瞥見し、合衆国の高等教育機関における法学教育の全体的イメージをつかむことを本調査の付随的目的とした。



Amherst College

2. 日程

2月14-15日 University of Washington (Seattle, Washington州)

“Law, Societies, Justice” (LSJ) program の調査

- Dr. Mark Weitzkamp (障害学。LSJプログラムのadvisor) インタビュー
- prof. Steve Herbert (法地理学。LSJプログラム運営責任者) インタビュー
- prof. Gad Barzilai (比較法社会学。LSJスタッフ。お茶大を2008年に訪問) インタビュー
- 学内の教育研究環境の視察

2月17-18日 Amherst College (Amherst, Massachusetts 州)

“Law, Jurisprudence, Social Thought” (LJST) course の調査

- prof. Austin Sarat (リベラルアーツ法学教育論。LJST 学科長) インタビュー
- 学内の教育研究環境の視察

2月17日 Smith College (Northampton, Massachusetts 州)

リベラルアーツ教育プログラム全般の調査

- 学内の教育研究環境の視察

2月21日 University of Columbia (Manhattan, N.Y.州)

社会人類学系の LA プログラム “Sociocultural Anthropology” の調査

- Dr. Barbara Faedda (法人類学。学部生向けの LA 系法学関連科目担当) インタビュー

2月21日 St. John’s University (Queens, N.Y.州)

School of Law における “Comparative Law” program の調査

- Dr. Luca C.M. Melchionna (比較法・EU 法プログラムの運営責任者) インタビュー



University of Washington

3. 調査結果

(1) University of Washington (Seattle, Washington 州)

西海岸北部ワシントン州シアトルにある大規模な州立大学 University of Washington のリベラルアーツ・プログラムは、その質の高さとメニューの豊富さで全国的に有名である。そこで、この大学における法学系の LA プログラムである、“Law, Societies, Justice” (LSJ) program の調査を実施した。当日は大雨だった。

まず、Dr. Mark Weitzenkamp (専門は障害学、障害と社会、障害者と人権。LSJ プログラムの advisor)、次いで prof. Steve Herbert (法地理学。LSJ プログラム運営責任者)、さらに prof. Gad Barzilai (比較法社会学。とくにイスラエル法の研究。LSJ スタッフ。お茶大を 2008 年に訪問したことがある) らにプログラム運営についてのインタビューをおこない、法学教育についての意見交換をおこなった。Dr. Weitzenkamp からは、多数の関連資料を紙媒体でいただいた。

また、図書館、情報処理設備、セミナー室、会議室、学生ラウンジ、ロースクール棟など、学内の

関連教育研究環境の視察をおこなった。



University of Washington: Library

その結果、University of Washington には、アメリカ法社会学会の会長をつとめたこともある M.McCann 教授を中心に、すぐれたスタッフが全米から集まり、非常に充実したクロス・ディシプリナリーな法学系リベラルアーツ・カリキュラムを構築していることが分った。実際 LSJ スタッフのうち複数のメンバーが、優秀な教育実践によって学内表彰を受けている。とくに国際人権法関係と犯罪・刑事法系が充実している印象を受けた。院生用のコースもあるとのことである。逆に civil law 関係の科目（たとえば契約法や不法行為法）は非常に少ない。

LSJ プログラムのコア科目（全員必修）は、以下の 4 科目である。

- 1 社会のなかの法（Law in Society, or Introduction to Law, Societies, and Justice）
- 2 比較法社会学（Comparative Law, Societies, and Courts, or Comparative Law and Courts）
- 3 犯罪と刑事司法（Crime, Politics, and Justice, or Introduction to Criminal Justice）
- 4 国際人権法（The Politics & Law of International Human Rights, Human Rights Law in Culture and Practice, or Human Rights in Latin America）

LSJ プログラムのサブフィールド（選択制）は、以下の 3 つである。カッコ内は、それぞれのサブフィールドにおける主要科目名である。

Subfield 1 犯罪、社会的コントロール、司法: Crime, Social Control, and Justice

（刑罰論、薬物問題、警察活動、刑事法、矯正、刑務所の人類学、組織犯罪とホワイトカラー犯罪、罪と罰の哲学、逸脱の社会学、少年犯罪など）

Subfield 2 比較法制度・比較政治: Comparative Legal Institutions & Politics

（裁判所システム、憲法、市民的自由、法の社会理論、女性の権利、エスニシティ、フェミニスト法理論、法と開発、法地理学、先住民と法、法哲学、メディアと法、比較法文化、国際法と平和など）

Subfield 3 法、抵抗、法の再構築: Rights, Resistance, and Reconstructions in Law

（人権としての女性の権利、法と文化、人種政策、障害と社会、障害者と人権、文化的コンフリクトと法、南米における人権、イスラムにおける女性の権利、難民と亡命、法哲学、マイノリティと法、市民と軍隊、法と文学など）

このほか、Court Watch という法廷傍聴プログラムが活発に運営されており、裁判所の活動に対する市民的監視の一環をなしているとのことであった。

University of Washington で受けた説明でもっとも印象的だったのは、外部評価委員会によってこのプログラムに関して一番高く評価された点が、skill sets だったということだった。skill sets とは、批判的思考力、論理的思考力、分析能力、コミュニケーション能力、調査を遂行したりデータを吟味する力、深い読解力と洗練された文章表現力、などのことを指す。つまり、法学の専門的・技術的知識や技術ではなく、法に関わるカリキュラムを通して、市民社会を構成するメンバーとしての基礎的な考える力やコミュニケーション力をつけることができる、という点にこのプログラムのメリットがある、というのである。

(2) Amherst College (Amherst, Massachusetts 州)

合衆国東北端のいわゆるニューイングランド 6 州のひとつであるマサチューセッツ州にある Amherst College は、小規模だが、全米トップクラスのリベラルアーツ大学の名門であり、ノーベル賞学者も多数輩出している。この大学において prof. Austin Sarat (専門はリベラルアーツ法学教育論。現在、LJST 学科長) は、志しを同じくするスタッフを全国から集め、大学当局に新しいプログラムの提案をして、純然たるリベラルアーツ法学教育プログラムを展開する“Law, Jurisprudence, Social Thought” (LJST) course を立ち上げ、全国の LA 系法学教育のモデル的存在となった。今回の調査では、prof.Sarat に直接会って、プログラムの立ち上げや大学教育界の反応などについて詳しく話をうかがうことができた。当日は大雪だった。



Amherst College: a Faculty

Amherst の LJST カリキュラムは、“法と人文学”を軸に構成されており、たとえば Contract Law (契約法) や商法といったようなテクニカルな科目は、UW 同様、ない。むしろ、文化、歴史、思想、社会、倫理、政治と法とが交錯するテーマに関わるような科目群によって構成されている。というよりも、ここでは法学は人文学のひとつとみなされているように思われる。

現在でも、LJST プログラムは、この College の学生たちのなかで最も人気のあるプログラムのひとつだそうである。ワシントン州立大学の場合と同じく、院生用のコースもある。

Amherst の LJST コースの主要科目は、具体的には、以下の通りである。

法学入門

法とデモクラシー

平等論

国家と刑事被告人

批判的法地理学

自然法

法と沈黙

法と痛み

映画・神話・法

ユートピア／ディストピアと法

アメリカの死刑制度

法・神・近代

新自由主義と法理論

法の社会的組織

雇用の判例法理

社会運動と社会変動

社会契約のレトリックと法の基礎

20 世紀のアメリカ法思想

新自由主義的な法思想の危機

規範・権利・社会正義（フェミニスト、障害者の権利、貧困問題）

また、関連する文献として、

Law in the liberal arts, edited by Austin Sarat, Cornell University Press, 2004.

がある。この本は、上述 Sarat 教授が編者となった、リベラルアーツとしての法学教育についての論文集であり、アメリカ全国各地の大学でリベラルアーツとしての法学教育に携わっている第一線の研究者たちが論考を寄せている。そのなかの一人が書いている言葉に、「法は、法律家にまかせるには、重要過ぎる問題なのだ」というものがある。今回の調査の目的を超えて、法とは何かを考える上で、大変有益で示唆に富む内容である。



Amherst College: mensa

さらに、LJST と関係の深い雑誌も 2 タイトルある。

Journal of Law, Culture, and Humanities (Amherst の LJST スタッフが輪番で編集している雑誌。法と人文学の関わりがテーマ)

The Interdisciplinary Undergraduate Law Journal (Amherst の LJST コース所属の院生たちが編集・刊行している雑誌)

prof.Sarat へのインタビューにおいて耳にした言葉のなかで最も印象的だったのは、「私たちは法について教えているのではない。法を通して教えているのだ」というものだった。法を通して、人間や社会、文化に関わる問題に気がついてもらい、お互いに意見を交わすことによって、自分の考えや価値観をそれぞれ深めていく、ここに Amherst の LJST プログラムの核心がある。

Amherst が中心になって、「学部における法学教育」のコンソーシアム (The Consortium of Undergraduate Law and Justice Programs) が組織され、国内外から報告者が集まり、定期的に研究集会などをおこなっている。

(3) Smith College (Northampton, Massachusetts 州)

いわゆる seven sisters のひとつで、充実したリベラルアーツ教育がセールスポイントとなっている有名女子大学である。上記の Amherst College 同様 Massachusetts 州にあり、Amherst 市と Northampton 市は隣接している。しかしながら、大雪のなかの Smith College を現地視察・調査した結果、法学系プログラムはないことが分った。Major プログラムにも minor プログラムにもなかった。その代わりに、この大学のリベラルアーツのメニューには、たとえば建築学教育プログラムならある (建築家にならない人のための建築学の体系的教育プログラム。なかなか人気のある major プログラムのようである)。



Smith College

(4) University of Colombia (Manhattan, N.Y.州)

ニューヨーク州マンハッタンの西北端にある、この有名大学では、The Italian Academy for advanced studies in America 所属の法人類学者、Dr. Barbara Faedda 氏にお話をうかがった。ニューヨークでも大雪だった。

Faedda 氏は、コロンビア大学における社会人類学 (法人類学や法文化論などの科目が含まれている) の LA プログラム “Sociocultural Anthropology” における、学部生向けの法学系授業を共同担当

している。学生たちは、法学の専門知識こそないけれども、カリキュラムによってギリシャ語から政治学まで市民としての基礎教養が浅く広く提供されており、学生の市民意識を高めるのに貢献しているのではないかという。他方、コロンビア大学のロースクールは、超名門だがエリート主義で、図書館も学内で唯一自由に使えないそうだ。ロースクールは、「学内でも浮いた存在」だという。実際に見せてもらったが、施設もピカピカ、教員の研究室は大企業の役員室みたいなところである。学費も、教員の給料も桁違いに高いが、銀行もロースクールの学生には信用貸しで学費ローンを組むとのことだった。

専門学部ごとに分かれるヨーロッパや日本の大学とは異なり、liberal arts の伝統が学部生教育のレベルでは根付いているアメリカでは、一般には、専門的ないし技術的とみなされている法学教育じたいは乏しいものの、市民としての基礎教養はむしろ浅く広く提供されている面があることは確かであろう。たとえば、ギリシャ語・ラテン語、歴史、哲学、倫理、語学、芸術、人類学、政治学、社会学、経済学などのカリキュラムがある。ここに、「法と社会」プログラムの入り込む潜在的な余地がある。



Columbia University

(5) St. John's University (Queens, N.Y.州)

ニューヨーク州のクィーンズ地区にある大学であるが、このロースクールで比較法・EU 法プログラム“Comparative Law” program の運営責任者となっている、Dr. Luca C.M. Melchionna にお話をうかがうことができた。

アメリカのロー・スクールは、一般的に徹底的な実務中心カリキュラムであり、法理論や哲学、文化、倫理、法と社会の関係、国際比較については重視されていない。最近になって学生の視野を広げようとして比較法プログラムが新たに導入されたが、残念ながら学生の関心は低い。

これに対して Melchionna 氏が卒業したイタリアの大学の法学部では、逆に、まずローマ法をみっちりやる（必修 16 単位）。法の一般理論、法の歴史、哲学、文化的背景が重視されており、実務的訓練は後回しとなっている。むしろラテン語が必須であって、キケロを原文で読める能力が卒業には要求されている。伝統が強すぎて、たとえば法社会学のような学際的研究分野などは逆に軽視されている。そして法学部以外の学部では、一般に、法学教育は皆無という状況にある。

ロースクールのカリキュラム上、「比較法」は、最終学年である 3 年生の選択科目である。そのせいもあって、この科目を選ぶ学生はそう多くない。せいぜい 5 人から 10 人程度である。授業は EU 法の歴史から始めるが、3 年生といえども、そして多少とも国際比較などに興味のある学生たちであっても、法の歴史や文化的背景、たとえばローマ法について、あまりにも何も知らないことに驚かされるという。ロースクールでは、入学すると一番最初に民事訴訟手続きを学ぶ。善かれ悪しかれ徹底的な実務中心のカリキュラムであり、法理論や哲学や文化、倫理、法と社会の関係について、などは

さほど重視されていない。すべては実務に役立つかどうか、という見地から組織されている。「現場で役立つ医者を養成する際に、分子生物学の理論的基礎からいちいち教えないのと同じ」だそうである。ロースクールで大切にされているのは、法ルールを自由に操作する職人的技術である。キケロどころか、ベッカリーアやホップズのような近代の古典さえ、誰も読んでない。つまり、学問はおこなわれていない。その代り、実務的には有能な法律家、企業法務や、訴訟に強い法律家が養成されていく。

「アメリカ人は、つねに前を向いて、あくまでポジティブに、何か新しいことをしようという人たちであり、後ろは振り返らないことにしている」。もちろん教員のなかには教養・学識豊かで知的・哲学的な人物もいる。実際、このロースクールも、従来はローカルな学校だったのであるが、最近になって枠を広げようとしている。それに「法と文学」という科目が、当然選択科目ではあろうが、全米のほとんどのロースクールにはあることから示されているように、そういった視野を広げるための自由なカリキュラムが用意されていないわけではない。たとえば New York University のように、法社会学や法人類学、日本法などの講座が充実しているロースクールもある。

しかし、この大学の学部生に、リベラルアーツの一環として、ローマ法を教えることを提案したところ、却下されたそうである。アメリカの学部生教育においては、一般には、法学の教育は乏しいのである。



Columbia University: Law School

4. 考察

まとめて言えば、アメリカでもヨーロッパでも、一般的には、市民教養としての法学教育の蓄積はそれほど厚くない、ということになる。

アメリカのロースクールにおける専門教育では、一般的には、教養ではなく、実践的技術が重視されている。もとより一般市民とは隔絶した世界である。アメリカのリベラルアーツは、基礎的な市民教養を広く浅く提供しており、デモクラシーの能動的な担い手となるような市民意識を高めるのに大きな役割を果たしているようであるが、法学カリキュラムは一般には欠落している。だから、たとえばローマ法は誰も知らないということになる。法社会学のほうは状況ははるかにましたが、位置づけは曖昧だろう。

他方、ヨーロッパでは、一般的には、法学部でのみ法学が教えられている（もちろん政治学部や社会学部にも、たとえば「刑事法概論」ぐらいはあるだろうが）。法学部でおこなわれている営みは、市民としての基礎教養としてでもなく、実践的技術としてでもなく、いわば伝統ある専門的学問である。たとえばローマ法は必修である。法哲学や法制史も定位置がある。その代わりクロス・ディシプリナリーな法社会学などは法学部サイドからは受け入れられがたい場合が多く、その場合、存在する余地はどこにもない。いずれにせよ、他学部学生が充実した法学教育を受けることのできる体制ではない。

そのような状況のもとで、University of Washington の LSJ プログラムや、Amherst College の LJST コースのような試みは、たいへん貴重と言える。そのほかにも、今回調査は実施できなかったが、New York University や University of Southern California のように、著名な法社会学者や比較法学者が集結して、極めて充実したリベラルアーツ法学教育を展開している私立大学の例もある。

今回の調査結果概要を簡潔にまとめたのが、付表である。

振り返ってみると、日本では、導入されたばかりのロースクールという仕組みが、早くも行き詰まっているように見える。お茶の水女子大学のような法学部のない大学だからこそ可能な、リベラルアーツとしての法学教育、市民社会とデモクラシーの成熟のための市民教養としての法学教育、つまり真の意味での法学教育を構築していくにあたっては、以上のような全体的状況に留意しながら、注目すべき個別事例の理念や実践から取り入れるべきところは取り入れることが必要である。日本の法学教育の将来という大局的視野に立って、大胆な検討を進めるべきであろう。

以上



Columbia University: with Dr.Barbara Faedda